

第1章 基本的事項

1 計画の基本事項

1) 計画策定の趣旨

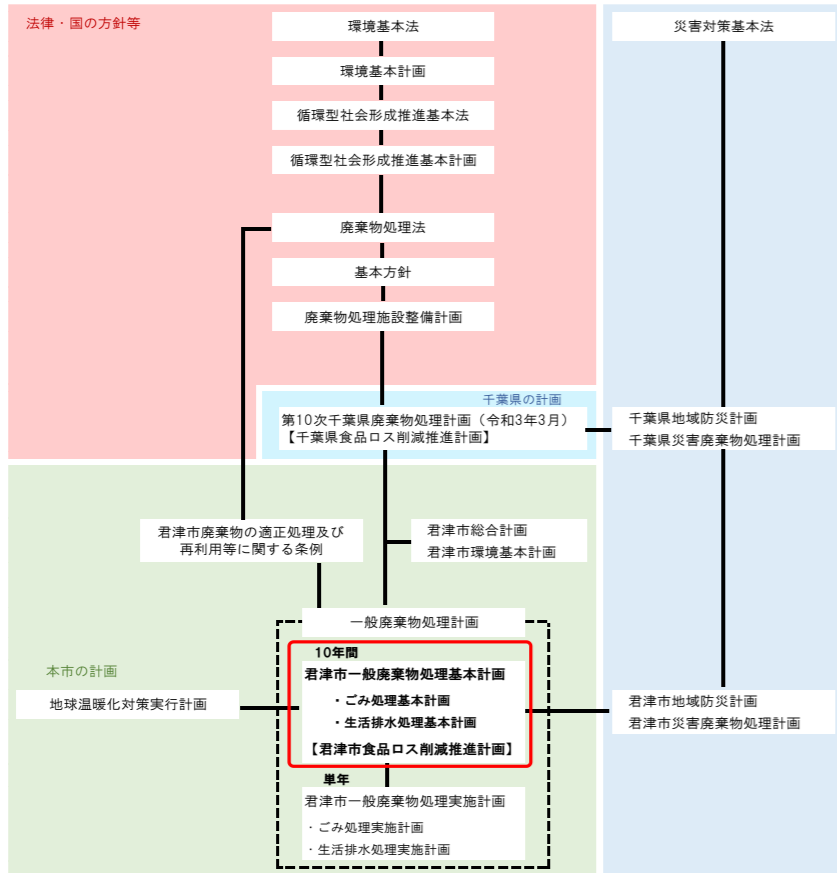
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく法定計画でごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、適正な生活排水処理の推進による水環境の保全に努めることを目的とする計画である。

前回の改定から5年が経過することに加え、新たに施行された食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項に基づく食品ロス削減推進計画も含めて策定するもの。

2) 計画の位置付け・構成

一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めるものであり、国及び県の計画並びに本計画の上位計画である環境基本計画等の関連計画との整合を図る。

構成については、国の指針に基づき「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」で構成し、食品ロス削減推進計画を併せて策定する。



3) 計画区域

君津市全域とする。

4) 計画期間

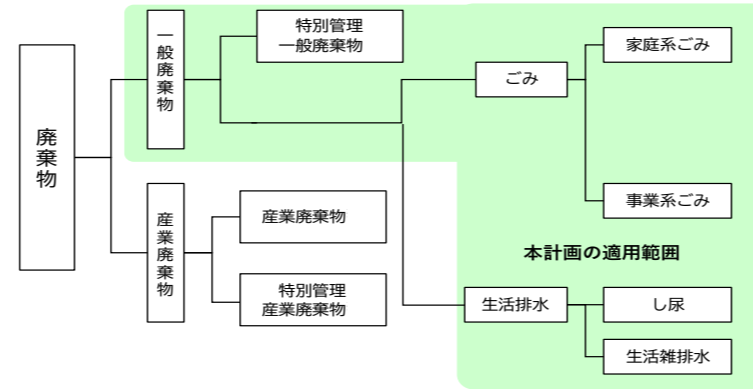
令和6年度から令和15年度まで(10年間)とする。

概ね5年ごとまたは社会情勢等の変化に応じて適宜、見直しを行う。

	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)
総合計画	R4~R12											
環境基本計画	R6~R15											
一般廃棄物処理基本計画	前回	H30~R10										
	今回	R6~R15										
地球温暖化対策実行計画	R5~R12											

5) 計画の対象廃棄物

市内で発生する一般廃棄物を対象とする。



6) 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

SDGsは社会、経済、環境の3側面からとらえることができる17のゴール・169のターゲットから構成され、持続可能な消費と生産のパターンの確保を目指す「12 つくる責任 つかう責任」では、食料廃棄の半減、廃棄物の大幅削減等がターゲットとしてあげられており、廃棄物では主に次の8つが関わりが深いものとされている。



第2章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状

1) ごみ処理の現状

ごみの分別区分は、資源ごみ14品目、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、せん定木等及び有害ごみの19品目に分別され、県内で3番目に分別区分が多い状況である。

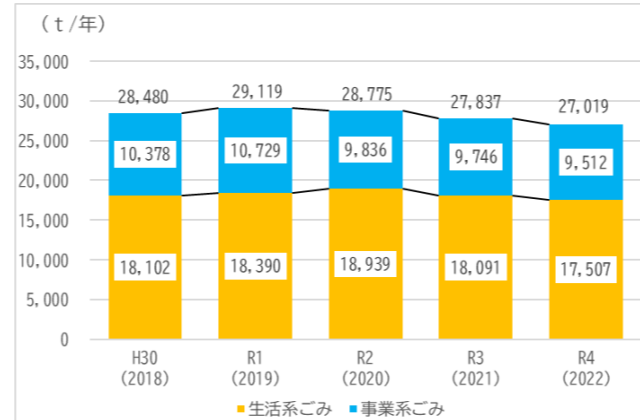
また、令和元年房総半島台風等の被害や新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛等によりごみ量に大きな変化が見られた。

2) ごみ量及び性状

① ごみ排出量の推移

ごみ総排出量については平成30年度と比べ約5%減少し、このうち家庭から排出される生活系ごみは約3%減少し、事業系ごみについては約8%減少した。

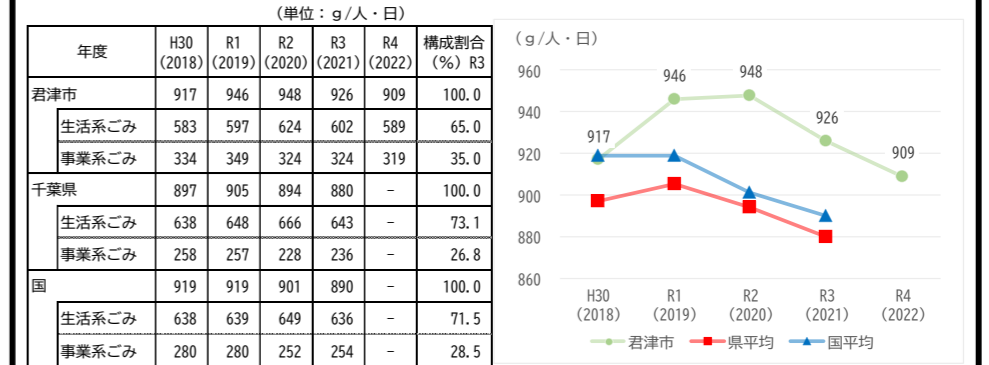
性状は可燃ごみの割合が最も高く、生活系ごみで約7割、事業系ごみはほぼ全量が可燃ごみであった。



② ごみ排出量(排出量原単位)の比較

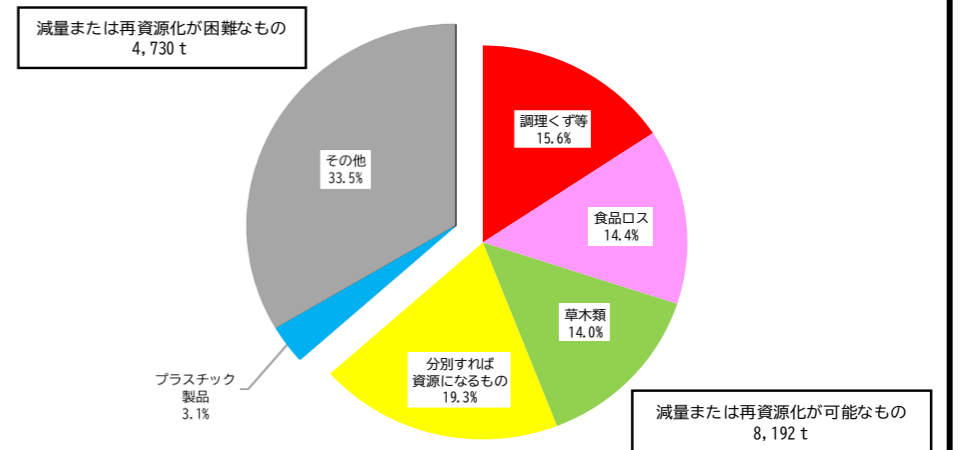
1人1日当たりのごみ排出量は、平成30年度と比べ8g削減できているものの、国・県平均よりも排出量は多い状況である。

生活系ごみについては平均より少ないものの、事業系ごみが平均を大きく超えている。



③ ごみの性状

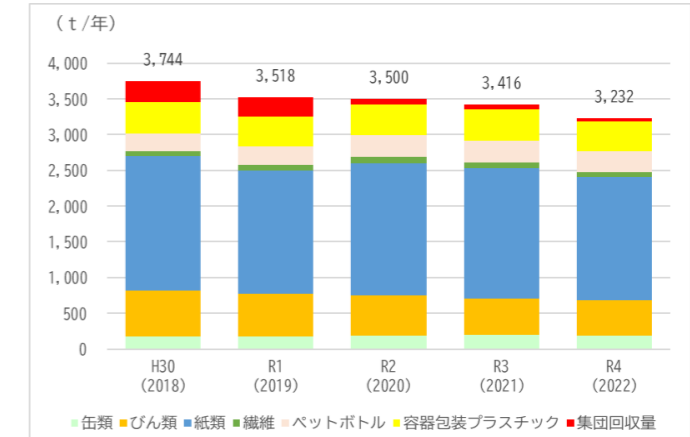
令和5年度に家庭から排出された可燃ごみの性状別排出割合及び、令和4年度の実績に基づく推計では、減量または再資源化が可能なものは、約63%(8,192t)となった。



3) ごみの再資源化

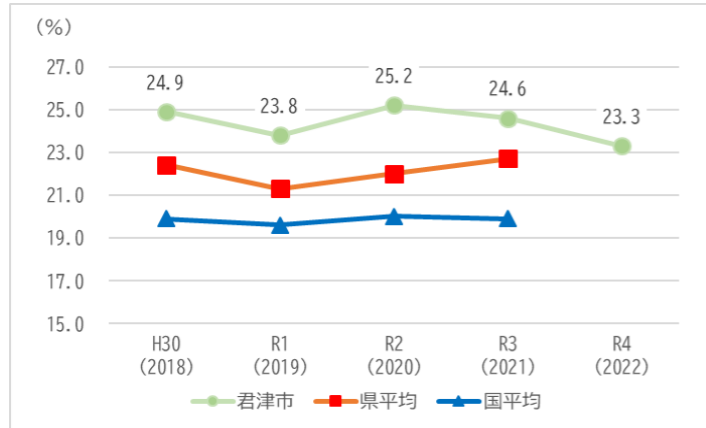
① 資源ごみ回収量(t)の推移

市民の理解・協力によって、本市のリサイクル率は県内でも高い水準で推移しているものの、資源ごみ回収量については、紙媒体の減少や飲料等の容器の軽量化、集団回収量の減少を受け、約14%減少している。



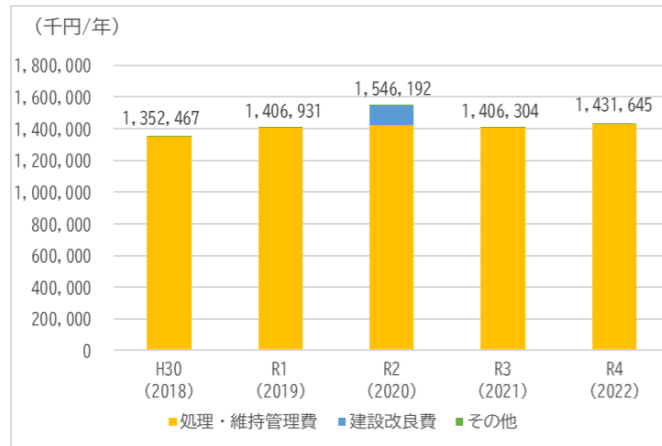
②リサイクル率の比較

リサイクル率は平成30年度と比較して1.6ポイント下がっているものの、国・県の平均よりも高い水準である。



4)ごみ処理経費

ごみ処理経費は、令和2年度に次期広域廃棄物処理事業に係る出資金の影響により大幅に増加し、令和3年度には減少したものの、最低賃金の改定や燃料費の高騰を受け、増加傾向にある。



5)その他団体との比較

環境省の支援ツールを用いた令和3年度における全国の産業構造等の似通った自治体(96自治体)との比較では、廃棄物からの資源回収率、最終処分される割合は類似団体の偏差値を上回っているものの、1人1日当たりのごみ排出量・処理経費、最終処分に要する費用では、偏差値を下回っている。

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する 費用 (円/t)
平均	0.866	0.183	0.082	13,543	43,983
最大	1.364	0.466	0.714	27,717	87,935
最小	0.661	0.041	0.000	7,955	18,700
標準偏差	0.128	0.074	0.085	3,262	11,679
君津市実績	0.926	0.246	0.032	16,958	50,513
偏差値	45.3	58.5	55.9	39.5	44.4

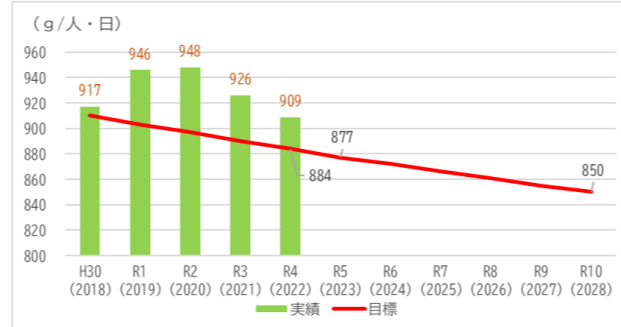
2 市民及び事業者アンケート

市民の1,000人(回答数:429件)及び多量排出事業者33社(回答数:21社)に対してアンケートを実施することで、ごみに対する意識を調査し、課題を抽出した。

3 中間評価

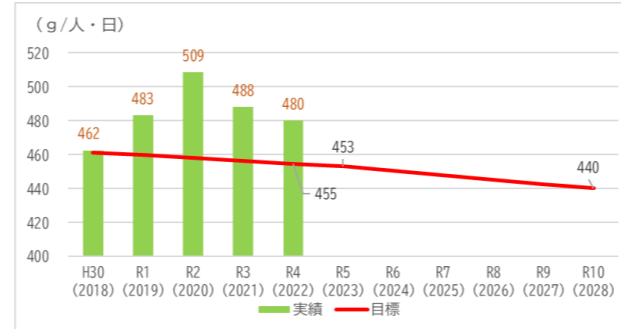
1)1人1日当たりのごみ排出量

令和元年度から令和2年度にかけて、令和元年房総半島台風等の被害や新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う外出自粛等の影響により排出量が増加し、令和4年度については目標の推計よりも25g多い状況である。



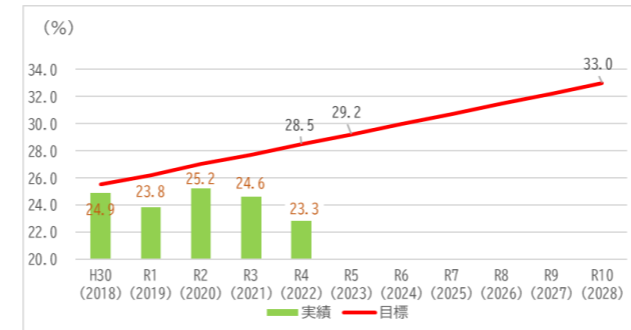
2)1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

生活系ごみから資源ごみを除いた家庭系ごみもごみ排出量と同様に増加し、令和4年度については目標の推計よりも25g多い状況である。



3)リサイクル率

紙媒体の減少や飲料の容器がペットボトル等の軽量の容器に代替されていることに加え、PTA等の団体が行う資源物の集団回収量が減少したことから、回収量(t)が減少し、令和4年度については目標の推計よりも5.2ポイント低い状況である。



4 ごみに関する課題

1)減量化・再資源化の課題

- ①家庭系ごみ
 - ◆組成調査の結果から、生ごみの減量化をするとともに、可燃ごみに含まれる資源物の更なる分別の徹底
 - ◆ごみ処理経費の増加に伴う、排出者の費用負担の見直し
- ②資源ごみ
 - ◆排出者である市民負担も踏まえながら、再資源化できるプラスチック製品等の分別品目の拡充

③事業系ごみ

- ◆1人1日当たりのごみ排出量が国・県の平均を超え、県内で5番目に多い
- ◆適正な分別に対する理解の徹底

2)廃棄物適正処理の課題

- ①排出ルール適正化
 - ◆残置することができない違反ごみの周知方法
 - ◆外国語に対応した刊行物の作成
- ②廃棄物の処理体制
 - ◆稼働から20年以上経過した君津市清掃工場(君津市リサイクルプラザ)の在り方
 - ◆最終処分場の残余量が減少傾向にある中での、処分量の削減や処分先の確保

3)その他の課題

- ①環境学習
 - ◆排出者のごみ減量化・再資源化に対する理解の醸成

5 基本方針・数値目標

1)基本方針

基本方針1 4Rの更なる推進

発生抑制・再使用・再資源化の3Rに「ごみになるものを断る(リフューズ)」を加え、4Rとして更なるごみの減量化・再資源化を推進する。

基本方針2 適正処理の推進と不適正処理対策の強化

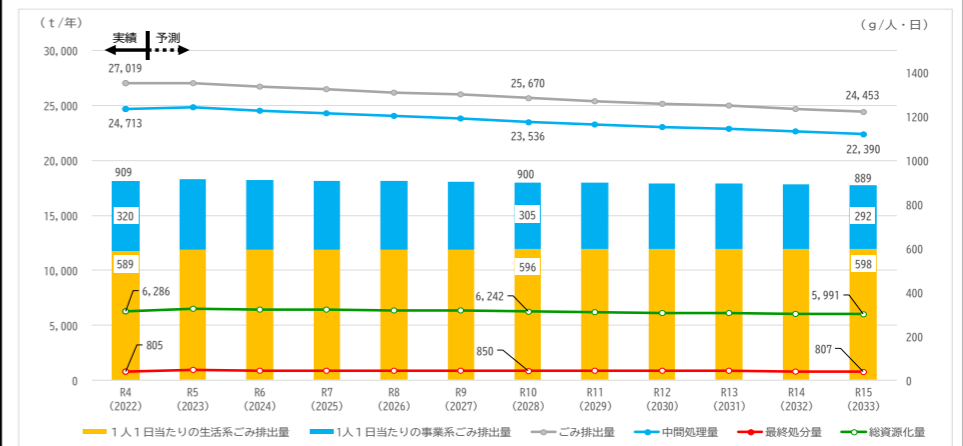
廃棄物の種類や排出方法に応じ、安全で効率的かつ適正な処理を推進する。

基本方針3 市民・事業者・行政の協働の推進

市民は環境に配慮した生活、事業者は自己の処理責任を踏まえた取組、行政はこれらを支援することで、オール君津でごみの減量化・再資源化を推進する。

2)ごみ排出量及び処理量の見込み

人口の減少とともにごみ排出量及び処理量については減少する見込みである。また、1人1日当たりのごみ排出量及び1人1日当たりの事業系ごみ排出量は減少する見込みであるものの、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、令和15年度までに約9g増加する見込みである。

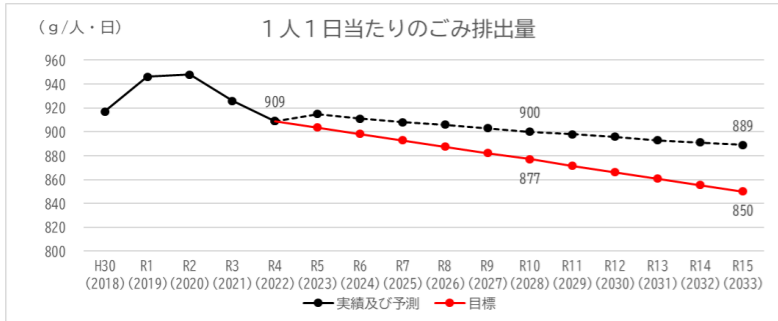


※整数へ調整しているため、合計が合わない場合があります。

3)本計画の数値目標

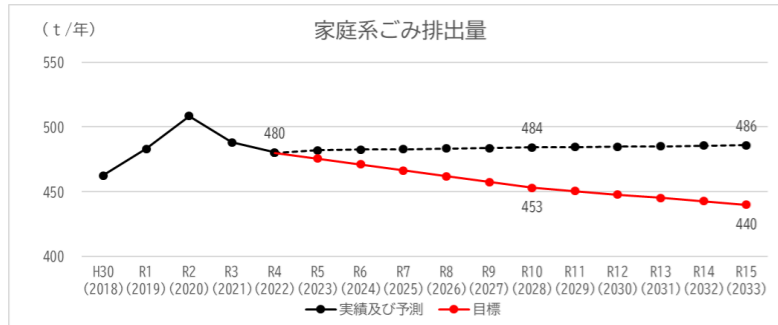
①1人1日当たりのごみ排出量

平成30年度と比べ減少しているものの、国・県の平均よりも排出量が多い状況であり、目標の達成が困難な状況にあるが、新型コロナウイルス感染拡大等による一時的な要因により増加したものと考えられるため、前基本計画における令和10年度の目標である850g/人・日を令和15年度に達成することを目標とする。



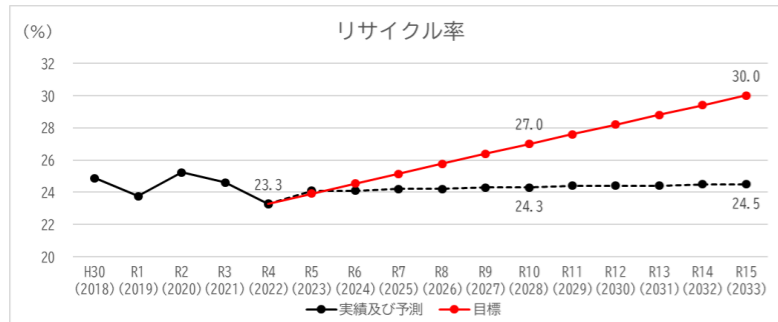
②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(生活系ごみから資源ごみを除いたもの)

分別収集について市民の理解・協力によって、国・県の平均よりも排出量が少ないものの、平成30年度と比べ増加しており、新型コロナウイルス感染拡大等による一時的な要因により増加したものと考えられるため、前基本計画における令和10年度の目標である440g/人・日を令和15年度に達成することを目標とする。



③リサイクル率

分別収集について市民の理解・協力によって、国・県の平均よりもリサイクル率は高いものの、紙媒体の減少やペットボトル等の軽量な容器の普及による継続的な要因による変化もあり、前基本計画における令和10年度の目標である33%を達成することは困難な状況にあるが、国の数値目標よりも高い、県の目標である30%を達成することを目標とする。



6 目標に向けた取組

1)4Rの更なる推進に関する取組

①家庭系ごみの対策

- ◆ごみ処理手数料を負担することで、負担の公平化や排出者の意識改革を進めているが、ごみ処理に係る経費は増加傾向にあることから、排出者への影響も考慮したうえで手数料の見直しを検討する。

- ◆可燃ごみのうち約3割を占める生ごみについて、生ごみ肥料化容器等の購入費用の一部助成による再資源化や、重量の8割とされる水分を減らすための水切りの徹底等の普及・啓発に努めるなど、食品ロスも含めた生ごみの減量化・再資源化を推進する。

- ◆可燃ごみのうち再資源化できるものが約3割含まれていることから、排出者に対して再資源化意識の醸成に努める。また、アンケートでは労力がかかると感じている割合が増えていることから、分別方法等について見直しを検討する。

- ◆家庭等で不要となった物品のうち、まだ再使用することが可能なものの情報を市役所等で掲示することで、市民間の不用品の再使用を促進しているが、事業者による中古品の買取やフリマアプリ等が充実されてきたことから、先進事例等も踏まえた見直しを行う。

②資源ごみの対策

- ◆プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、可燃ごみの中に含まれるプラスチック製品の分別収集及び再資源化を実施することで、更なるごみの再資源化に努める。

- ◆資源ごみの収集量に応じた交付金を交付することで、地域における再資源化に対する意識の啓発をする。また、PTA等の団体に交付することによって子どもたちの環境学習の場となっているが、回収量が大幅に減少していることから、回収団体の増加を目指す。

- ◆ごみステーションでの回収は困難なものうち、再資源化が可能なものを拠点回収している。更なるごみの再資源化を目指して品目の拡充等について検討する。

- ◆中間処理施設での再資源化を引き続き実施する。

③ 事業系ごみの対策

- ◆多量排出事業者及び事業用大規模建築物の所有者に減量計画書の提出を求めることに加え、多量排出事業者のほとんどが排出割合の高いごみとして生ごみをあげていることから、「手前どり」や「3010運動」等の啓発に努める。

- ◆ごみの区分の理解を高めるため、事業系ごみの適切な分別方法や再資源化方法等について周知できるよう努める。

2)適正処理の推進と不適正処理対策の強化に関する取組

①排出ルールの適正化

- ◆クリーンカレンダーやガイドブックを配布することで排出ルールの適正化を図り、外国語にも対応できるよう努める。

- ◆処理が困難なものは、適切な処理が確保されるよう啓発に努める。

- ◆警告シールの貼付のみならず、啓発看板の作成や投げ込みチラシをすることで適切な排出がされるよう努める。

- ◆ごみステーションの管理にあたっては、違反ごみ整理等に利用できる公共用ごみ袋の配布や、資源ごみステーションへの折りたたみコンテナの設置や飛散防止ネットを貸与することで、管理する地域の負担軽減を図る。

- ◆不法投棄を防止するため、パトロールや移動式カメラを設置することに加え、行為者が判明した場合は、警察等と連携し、厳しく対処する。また、土地所有者・管理者には看板の設置を促す等、注意を呼びかける。

②廃棄物の処理体制

- ◆ごみ排出量は減少する見込みであることから、一般廃棄物処理業の新規の許可については広域的な処理等を除いて、原則、認めない。

- ◆プラスチック製品を資源収集することにより排出量の増加が見込まれることから、地域の意見も踏まえたうえで収集方法等を検討する。

- ◆適切な中間処理によって最終処分量の削減を図る。

また、稼働から20年以上が経過した君津市清掃工場は設備の更新等の中規模改修を検討し、第2期広域廃棄物処理施設は、構成市町との連携を図り、着実に進める。

3)市民・事業者・行政の協働の推進に関する取組

①環境学習

- ◆「エコスクール」の認定や「環境ポスター」を募集することで児童・生徒に対する環境学習を実施する。

- ◆市内の会場へ職員が出向き、ごみの処理等の情報を提供し、ごみの減量化・再資源化に対する理解の醸成に努める。

- ◆処理施設の見学ツアーを行うことで、ごみの減量化・再資源化に対する理解の醸成に努める。

②その他

- ◆ガイドブック等の刊行物のみならず、SNS等の新たな情報発信の手段を用い、ごみの減量化・再資源化に対する理解の醸成及びDXを推進する。

- ◆地域の清潔保持等に関する市の施策に協力する推進員を設置する。

- ◆ごみの排出抑制、再利用及び適切な処理の推進に関する事項等について、市長の諮問に応じて審議する審議会を設置する。

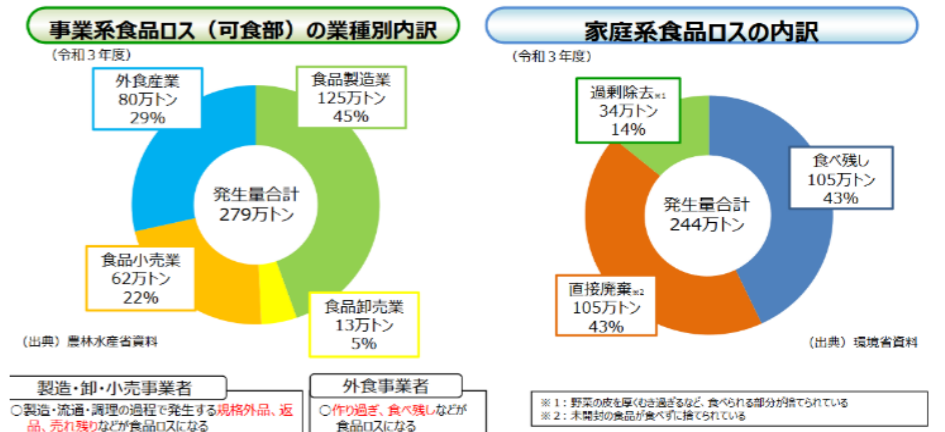
- ◆ごみの散乱を防止し、よりよい環境づくりのために市民・事業者・行政が一体となって「散乱ごみ一掃クリーン作戦」を実施する。

- ◆災害廃棄物処理に関する体制が確保できるよう事業者等と連携・協議する。

第3章 食品ロス削減推進計画

1 食品ロスの現状・課題

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、1人当たりに換算すると年間42kgとなっている。事業系が279万t、家庭系が244万tであることから削減には事業者、家庭双方の取組が必要である。本市では令和4年度に1,900t程度発生したものと推計される。



2 基本方針・目標・取組

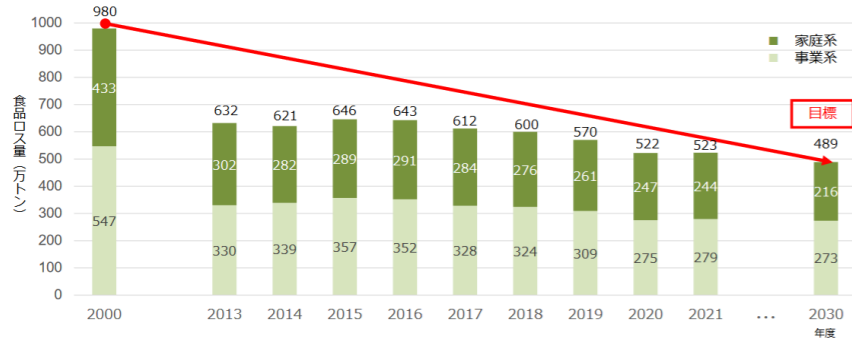
1)基本方針

基本方針 食品ロス削減の推進

市民や事業者が食品ロス削減の必要性を認識し、削減に係る取組を実践できるよう推進する。

2)国の目標

◆家庭系食品ロス及び事業系食品ロスを2000年度から2030年度で半減させる。

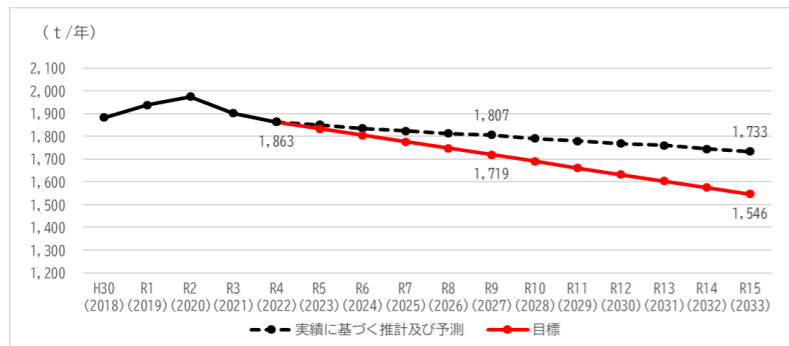


◆食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする。

3)本計画の数値目標

①食品ロス発生量

国が30年間で半減を目指していることから、10年間で17%の削減を目指し、令和15年度に1,546tまで削減することを目標とする。



②食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合

食品ロス問題を認知して削減に取り組む割合を国が80%とすることを目標としていることから現在の78.8%から令和15年度に85%とすることを目標とする。

令和10(2028)年度 (中間目標)	令和15(2033)年度 (最終目標)
81.9 %	85.0 %

4)食品ロス削減に向けた取組

①家庭から出る食品ロス

家庭から出る食品ロスは、大きく「食べ残し」「過剰除去」「直接廃棄」の3つに分類され、食品ロスに対する市民の理解を醸成するために食品ロスの発生状況や削減方法等の普及・啓発に努める。

なお、発生してしまった食品ロスについては、水切りの徹底や生ごみ処理機等によって減量化・再資源化することの必要性について普及・啓発する。

②事業所から出る食品ロス

事業所から出る食品ロスは、大きく「商習慣」「多量の発注」「賞味期限の理解不足」「消費者の食べ残し」の4つに分類され、商習慣による廃棄では賞味期限が3分の1を超えたものを入荷しない等があり、現在、見直しが進められている。

また、食品ロスに対する、消費者の理解を高めるために店舗へのポスターの掲示等で効果があることとされていることから、事業者と連携を図り、情報発信に努める。共同調理場から発生する食品ロスについても減量化等の方法を検討する。

第4章 生活排水処理基本計画

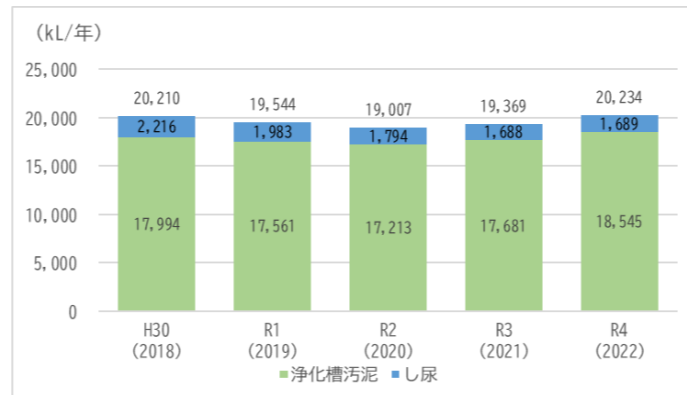
1 生活排水処理の現状

生活排水は、し尿と生活雑排水に区分され、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽を設置する家庭から生活雑排水が未処理のまま、公共用水域に放流されている。

なお、許可業者によって収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、令和4年度から稼働した君津市衛生センターで処理している。

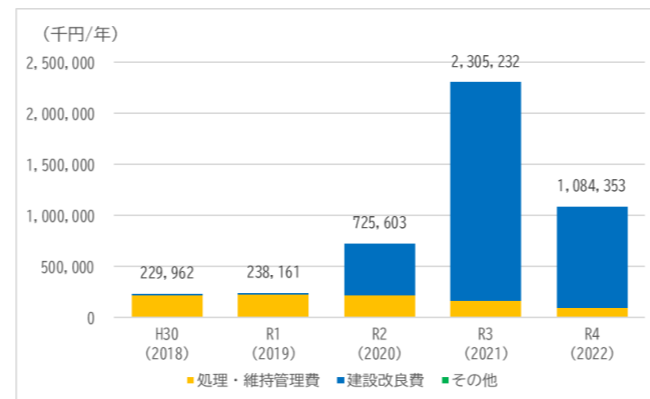
2 処理状況

君津市衛生センターにおける処理量については、し尿は合併処理浄化槽等への転換により約24%減少しているが、合併処理浄化槽等から発生する浄化槽汚泥については、平成30年度と比べ約3%増加している。



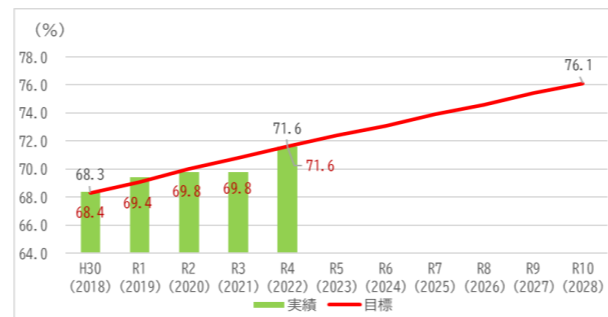
3 し尿処理経費

し尿処理経費は、君津市衛生センターの老朽化に伴う整備事業を行ったことから、令和2年度から大幅に増加したが、処理・維持管理費は新施設の供用開始した令和4年度には平成30年度と比べ約56%減少している。



4 中間評価

令和4年度の生活排水処理率は目標の推計である71.6%に達しているものの、国・県平均よりも低いことから、更なる生活排水処理率の向上が必要となる。



5 生活排水処理の課題

1)生活排水の未処理放流

◆生活排水処理率が国・県平均よりも低く、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽からの未処理の生活雑排水が排出されることによる水質汚濁

2)合併処理浄化槽の適正な維持管理

◆適正な維持管理が行われないことによる水質汚濁

6 基本方針・数値目標

1)基本方針

基本方針1 生活排水処理施設の整備・普及

未処理の生活雑排水を適正に処理するため、公共下水道、合併処理浄化槽の整備・普及を推進する。

基本方針2 適正処理・管理の推進

適正な維持管理について啓発を行うとともに、合併処理浄化槽への転換を促進する。

2)本計画の数値目標

生活排水処理率は、前基本計画の数値目標の達成が見込まれるため、引き続き、合併処理浄化槽の整備・普及等を図ることで、令和15年度に79.9%を達成することを目標とする。

令和10(2028)年度 (中間目標)	令和15(2033)年度 (最終目標)
76.1 %	79.9 %

7 目標に向けた取組

1)生活排水処理施設の整備・普及に関する取組

①公共下水道

◆公共下水道事業計画区域内の未整備地区に係る整備の推進及び供用開始地区における未接続世帯についても接続を促進する。

②合併処理浄化槽等

◆公共下水道計画区域外または公共下水道が整備されるまでに、相当の期間を要する区域については、合併処理浄化槽の設置を促進する。
また、単独処理浄化槽または、し尿汲み取り便槽の転換や新規設置に係る費用の一部を補助し、普及率の向上に努める。

◆浄化槽を使用する市民に対し、定期的な保守点検・清掃及び法定検査の実施について啓発・指導する。

2)生活排水の適正処理・管理の推進に関する取組

①収集運搬

◆家庭から発生する、し尿・浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集する。

②中間処理・最終処分

◆許可業者が収集した、し尿・浄化槽汚泥は、君津市衛生センターで適切に処理を行い、助燃剤として再資源化する。

◆災害時の仮設トイレ設置等に関して体制が確保できるよう事業者等と協議する。